平成２２年（フ）第５０９号
大分県津久見市大字上青江4944番地
債務者　松尾　春行
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５３８号
大分市大字鴛野1183番地の１有料老人ホームはなみずき
債務者　村上　君子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５０号
大分市金池南２丁目７番24号金池マンションＢ208
債務者　冨高　　敦
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５６８号
大分市大字荏隈910番地の76市営H10―705
債務者　内田　秀春
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５７０号
大分市高城南町８番１号スカイライフ高城８－６Ｂ
債務者　阿南シズ子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田850―３、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目10番20号
債務者　鈴木みゆき
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
富山市田中町１丁目17番34号
債務者　岩山絵理佳
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９６号
富山市町村１丁目131番地　フラワービレッヂⅠ102号
債務者　野村　正博
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５３号
青森県平川市光城５丁目13番地
債務者　一戸　良司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２５７号
青森県弘前市大字悪戸字中野47番地８
債務者　工藤　晃央
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２５８号
青森県弘前市大字悪戸字中野47番地８
債務者　工藤紗弥香
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２７４０号
名古屋市中川区南八熊町７番23号　クレストＭＫ八熊２－Ｂ号
債務者　金原　史明
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６７２号
大阪市東淀川区菅原５丁目２番１号
債務者　廣川　淳子（旧姓木谷）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８３号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目５番19―306号
債務者　安部　　進
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６００号
横浜市港北区大倉山４丁目14番３号　オカモトハイツ201
債務者　北出　武志
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２５号
横浜市瀬谷区橋戸１―35　アーバンドエル瀬谷12―606、住民票上の住所横浜市旭区東希望が丘103番地１　クレール希望が丘107号
債務者　根廻　勇次
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部